

令和5年度 社会情報学科  
学校推薦型選抜・特別選抜 小論文 出題の意図

問題文の出典:津田大介、『情報戦争を生き抜く 武器としてのメディアリテラシー』、  
朝日新聞出版、2018年11月30日、30～34頁

限られた時間の中で、出題された長文を読み解きながら自ら思考し、それを論理的に表現できているかを問うものである。

- 1) 設問の趣旨を的確に捉えているか。
- 2) 課題の在所を把握し、適切に絞り込んでいるか。
- 3) 客観的な根拠に基づいて、説得力をもって論じているか。
- 4) 文章を整然とまとめ上げているか。

※ この「出題の意図」についての質問及び照会には、一切回答しません。

令和五年度 山形県立米沢女子短期大学 社会情報学科  
学校推薦型選抜・特別選抜 小論文 問題用紙

次の文章を読んで後の設問に答えなさい。

インターネットの検索サービス「グーグル」で検索した際に表示される「自身の逮捕歴」の削除の可否を巡って争われた仮処分申し立ての抗告審で、最高裁第三小法廷は2017年1月31日、削除を認めない決定を下した。申し立てを行った原告は、2011年11月に児童買春・児童ポルノ禁止法違反で逮捕された男性である。グーグルで自分の名前を検索した際、逮捕時の報道内容が表示され続けることを不当だとし、グーグルに検索結果からの削除を求めていたが、最高裁は「児童買春は罰則で禁止され、社会的に強い非難の対象。今も公共の利害に関する事実なので、これは削除できるケースには当たらない」として訴えを退けた。

近年、検索結果の削除の可否を巡る訴えが各地で相次いでいるが、裁判所の判断が割れる状況が続いている。本件も一審のさいたま地裁は男性の主張を認め、検索結果を削除する仮処分を出したが、高裁ではさいたま地裁の判断を覆し、男性の申し立てを退けた。裁判所によって判断が割れたため、最高裁が下す決定に注目が集まっていた。

このニュースを巡っては、報道の見出しについても各社で大きな違いが見られた。読売新聞と毎日新聞は「逮捕歴の削除が認められなかった」ことを見出しにしたのに対し、朝日新聞、日本経済新聞、産経新聞、東京新聞は「検索結果の削除に関する指針が示されたこと」を見出しにしたのだ。

この判断を下す際、最高裁の岡部喜代子裁判長はグーグルの検索結果表示を「表現行為」であり、情報流通の基盤として大きな社会的役割を担っていると評価。これを制約する削除が認められるには「事実が公表されない利益」が「検索結果を提供する価値」を明らかに上回らなければならないと指摘した。同時にそれを考慮する際の指針が示されたことで、本件は大きく報じられたのだ。

「事実が公表されない利益」を考慮する上でポイントとなる要素とは一体何か。岡部裁判長は次の6つを挙げた。

- ① 記事記載の事実の性質や内容
- ② 事実が伝達される範囲とプライバシー被害の程度
- ③ 人物の社会的地位や影響力
- ④ 記事の目的や意義
- ⑤ 社会的状況
- ⑥ (実名や住所など) 事実を記載する必要性

今後はこれらを総合的に判断して削除の可否を決めるということだ。表現の自由がプライバシーや名誉毀損<sup>きそん</sup>など、ほかの人権とバッティングした場合には削除可能になるという話で、その点は穏当な判断と言えよう。

本件におけるさいたま地裁の削除を命令した仮処分決定は、欧州で認められている「忘れられる権利」を日本でも事実上認めるものとして話題になった。

忘れられる権利とは、ネット上で自分の不利益につながる軽微な情報を、検索結果から除外してもらえる権利のことを指す。2014年5月に欧州司法裁判所がこの権利を認める判決を出したことで広く知られるようになった。

欧州での判決後、グーグルは270万件を超える検索結果について削除要請を受け、うち43%を削除したことを2018年に明らかにしている。

〔中略〕

さらに、2018年5月25日に施行されたEU一般データ保護規則（GDPR）では、忘れられる権利（削除権）が明文化され、必要性和釣り合わない場合や本人が同意を撤回した場合に、個人情報削除を請求できる権利として承認されている。2018年4月には、グーグルが「個人の忘れられる権利よりも公益性が優先される」と判断して削除しなかったケースを巡って英国で提訴されていた裁判で、グーグル側が敗訴。裁判所に削除を命じられている。グーグルへの圧力は強まるばかりだ。

日本でも忘れられる権利を認めるべきか——前述の2017年1月31日の判決では、その点を最高裁がどう判断するかも注目されたが、「忘れられる権利」についての具体的な言及はなかった。検索サービスの社会的影響力が日増しに大きくなる中、日本でもこの権利を認めるか否かは、今後大きな課題となるだろう。どのような事実なら削除可能になるのか事例を積み重ね、その上でプライバシー権としての忘れられる権利について、議論を始めるなければならない。

出典：津田大介『情報戦争を生き抜く 武器としてのメディアリテラシー』（朝日新聞出版、2018年）より。  
出題の都合上、一部を改変・省略した。

【設問】忘れられる権利（ここでは、過去の犯罪歴やその報道内容などに限らず、ネット上で自分の不利益につながる軽微な情報を、検索結果から除外してもらえぬ権利、とします）について、あなたはどのように考えますか。忘れられる権利についての賛否、ならびにその権利が認められるための客観的な基準（あるいは反対の客観的な根拠）を明らかにした上で、800字以上1000字以内で論じてください。